

1. 件 名：島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（管理区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和3年1月13日 10時30分～10時45分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
新基準適合性審査チーム
建部主任安全審査官、照井安全審査官※、中村原子力規制専門員※

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 部長（原子力管理） 他11名※

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料
なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁タテベです。それでは島根 2 号炉原子炉棟大物機器搬入校の耐震工事に伴う管理区域図の変更について。
0:00:12	のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:14	それでは中国電力のほうから資料に沿って説明をお願いいたします。
0:00:20	中国電力の松本です。
0:00:22	お手元先ほど、
0:00:24	御連絡いただいた資料を御用意されているかと思えます。こちらに基づき御説明をさせていただきます。この内容がですね先般令和 3 年の 1 月 6 日付で申請をいたしました島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更に係る内容となっております。
0:00:41	内容としていたしましては原子炉棟の機器搬入校の耐震対策工事に伴って、管理区域の変更を
0:00:48	しております。
0:00:49	1 ポツで変更内容を書いておりますが、この耐震対策工事についてはですね、基準地震動Ssの地震力に対する耐震裕度向上を図るための工事をしておりまして、内容といたしましては、原子炉建物外壁から張り出した躯体を撤去いたしまして、
0:01:05	一応変更することを考えております。
0:01:07	本当該工事の実施にあたってですね、原子炉と大物機器搬入項について、
0:01:13	鎖線防護上の管理区域の設定を解除する必要がありますので、添付 2 の管理区域図を変更を行っております。
0:01:21	えっ。
0:01:22	内容がですね、添付資料 1-2 ページ目に記載をしておりますが、
0:01:28	こちらにですね管理区域図の変更前変更後をですね改造前解除ということで記載をしております。
0:01:36	本文 1 ページに戻っていただいて、日報Ⅱについてですが工事期間中の物品半数に方法について記載をしております。こちら当該工事の実施前躯体の撤去前にですね、機密性を有する仮設扉を設置いたしまして、工事、
0:01:54	範疇については、既存の外側扉を撤去していくこととなりますが、この新たに設置する仮設扉と既存の内側扉についてですね、片側開運用といたしまして、いずれか一方は閉の状態を維持しながら、原子炉等を負圧に保って物品の発信を行うことを考えております。
0:02:14	ほぼ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	ASTIのですね、表面汚染密度の測定については、うちが扉近傍の管理区域内において実施することを考えております。
0:02:23	概要図をですね添付資料 2、2 ページ。
0:02:26	3 ページ目に記載をしております、
0:02:32	こちらにお示ししている図の通りにですね仮設扉を設置いたしまして、物品サーベイエリア、
0:02:39	ですね、表面汚染密度測定を実施することを考えております。
0:02:44	この測定エリアなんです、こちらについてはですね／する物品の大きさに応じて、
0:02:50	変更はあるかと思いますが、予定として記載を、
0:02:56	続いて、その他の添付資料になりますが、4 ページ目にですね。
0:03:01	当該耐震対策工事の概要として資料を記載しております、おページ目最終ページになりますが、対策工事の各ステップごとの図を記載をしております。
0:03:13	概要説明としては以上になります。
0:03:17	規制庁タテベです。ご説明ありがとうございました。
0:03:20	それでは何点か確認をさせていただきたいと思います。まず 3 ページをお願いいたします。
0:03:27	本ページのところで、その原子炉棟負圧に保ちつていうことは保ち物件は搬出に実施するとあるんですけども、
0:03:36	この二つに思ってるかどうかの確認っていうのはどのように行おうのでしょうか。
0:03:51	中国電力の南です。こちらはですね現在で内側扉、現在の外側扉これで負圧に保っているところをまずは確認しておりこれ片側会議運用を今までしているところになります。
0:04:06	Kase扉につきましても外側扉と同等のレベルの日程を有する扉を有することで内側扉はこれまで通りですので内側扉とか、仮設扉で近辺の担保できるものというふうを考えて負圧を担保できるというふうを考えており、
0:04:24	以上です。
0:04:26	規制庁タテベです。これ大体負圧っていうのは通常どの程度の負圧が保たれているのでしょうか。
0:04:52	中国電力のタハラです。こういうそうですけれども、大体 6mm というぐらいの与えだったと思います。
0:05:02	規制庁タテベです。わかりました。
0:05:05	ほかに何か。
0:05:06	質問ございますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:14	すみません、規制庁中村です。先ほどの片側会議運用ということなんですけれども、これは自動扉等々で情動的に片方がしまっ
0:05:29	出るときしかあかないというのではなくて作業員対応で8 なるのでしょうか。
0:05:36	中国電力の南です。現状のものはですねそのインターロックがかかっているんですけど、この仮設扉についてはそれを確実に作業等で担保するということを考えております。以上です。
0:05:54	規制庁ナカムラ数、了解しました。
0:05:58	あと以前の面談のときに主な物品、今週に御批判づけを搬入できないものはその基準値はやらないということだったんですけれども、
0:06:10	それはそのような運用になると思うんですけれども、実際にも委員を搬入するような予定等はないということでしょうか。
0:06:24	中国電力の南です。その工事期間中においてですね、この半より、今のできないとできないようなものとこの運用期間、この係の運用期間中ではできないというようなもの物品はないというふうに考えております。以上です。
0:06:49	規制庁ナカムラず御物品搬入はしないということで溶解しました。なんか担保というかそれがわかるようなものを1 弁付け加えていただくというようなことは可能でしょうか。
0:07:06	中国電力の南です。少しで確認させていただければと思います。このこういう形でこの仮設運用上で、開発にできないものは搬出にしないというような
0:07:23	そのような主な物品搬出にしないというような文言を持って加えるというようなイメージでよろしいでしょうか。
0:07:32	規制庁ナカムラ図は、そのようなイメージをお願いします。
0:07:38	すみません中国電力オオタニです。
0:07:41	今中村さんおっしゃってるところの記載なんですけど実際
0:07:46	ノダの方は両扉を開けるような運用はいたしませんので、当然それに応じた物品を搬出するっていうのは、その通りかと思います。そういう趣旨で記載させていただいてということでしょうか。
0:08:01	もどきの搬入しないというようなところではなくて、当然その今のナカムラさんがおっしゃっていただいてますような片側
0:08:11	曜日にならないような運用をして物品を入れるというような趣旨でもう少し
0:08:18	今適切に遵守するというような形の記載をさせていただければなというふうに思うんですけど。
0:08:27	はい規制庁中村です。物品搬入しないということは多分、ないと思いますので、そのような記載、上限つきというかそのような記載をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:39	中国電力オオタニです。拝承いたしました。
0:08:47	規制庁中村です。あともう1点なんですけども5ページのステップ図があるんですけども、これはもうステップごとのスケジュール等はどのような形になっているのでしょうか全体スケジュールとIP
0:09:04	想定されてもあれば教えていただきたいと思います。
0:09:18	中国電力の兒玉です。
0:09:21	工事としましては、全体で概ね1年程度を想定しております。
0:09:27	このステップ毎の月予定になります代替の予定になりますが、
0:09:34	21年4月、
0:09:36	ボロンですね、管理区域設定を解除。
0:09:39	を予定してましてそのあと、
0:09:43	4のですね、仮設扉を
0:09:45	21年の5月から6月ごろ、
0:09:49	エプロが
0:09:53	あと扉撤去
0:09:59	それと、
0:10:01	1月から9月でプロの具体化一体
0:10:06	7として、仮設設備だって。
0:10:12	結局、
0:10:13	2020年の
0:10:18	5月ごろ、
0:10:23	22年の5月頃という予定が大体の予定になっております。以上です。
0:10:32	規制庁ナカムラですと、
0:10:44	このスケジュール表みたいなものもピリオドを作ることは可能なんですけど、肯定的なところもあるので、ちょっとマッピングさせていただくとかっていうところは、
0:10:55	こちらで検討させていただくということによろしいでしょうか。
0:11:01	はい規制庁中村です。まずSTEPの分けマスキングされてるのでスケジュールも、検討いただいてませんが必要であれば次第にある。
0:11:10	であればと思いますのでよろしく申し上げます。
0:11:13	中国電力オオタニです。焙焼いたします。
0:11:18	水道ナカムラ新しく私からはとりあえず以上です。
0:11:25	規制庁タテベです。とりあえず1月6日出された申請書についてなんですけど、ちょっと基本的な確認のってしまうかもしれませんけれども、
0:11:35	今、申請書手元にございますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:39	中国電力の松本です。お手元ございます。はい。
0:11:43	えーとですね、申請書のところのサンプルと施行期日のところについてちょっとお伺いをさせていただきます。
0:11:50	(2)のところで、その添付2の管理区域図の変更は管理区域の変更をもって適用することと地って書いてあるんですけども。
0:11:58	この管理区域の変更っていうものは具体的に言うところと
0:12:02	確認だけなんですけども、これを保安規定が施行されたとき、
0:12:07	っていう理解でいい。
0:12:10	中国電力の松本です。保安規定自体はですね、認可を受けた日から10日以内に施行する形にはなりますが、今回の管理区域図の変更については、当社がですね管理区域の変更を行ったタイミングで保安規定も適用とする形を
0:12:28	整理をしております、それまでの間は、従前の例、現行の記載とさせていただきますたく考え。
0:12:35	以上です。
0:12:39	規制庁させレースわかりました。
0:12:43	ほか、何か質問等ございますでしょうか。
0:12:50	規制庁テルイです。
0:12:52	よろしいですか。
0:12:58	はいお願いしますとかマツモトです。
0:13:01	はい。
0:13:03	それで今タベとやりとりがあった施行期日のところなんですけど、本当にその具体的に管理区域の変更を行うというのをどういう手続きでやるのかというのを御説明いただけますか。
0:13:21	中国電力の南です。
0:13:24	オオタニ区域の解除につきましては現調のほう安定の91条の3項でですね、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認するという項目がございます、これを確認を今手順、この後、具体的なことは手順に定めておりますが、
0:13:41	この確認をしてそれでご承認所長の承認確認承認を得て開示するというふうに定めております。具体的なその基準というのは線量率の基準と表面汚染密度の基準と空気中の放射性物質濃度の基準これらを
0:13:58	確認した後に、承認誤解だとするというふうな手続きをとることを考えております。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	規制庁のテリイです。フォルト持って保安規定に現状絡まってるのは一時的な解除というところで3ヶ月以内だと思う。課長から、それで単月こういった場合は、所超過
0:14:22	承認を取るっていう手続きが定められているので、基本的には今回の変更についても、その手続きに準じて行われると、そのような、この場合の承認者ってというのは長期間の場合と同じように所長の承認をとると。
0:14:40	いう理解でよろしいですか。
0:14:44	中国でも中国電力のミナミ、今ご質問ご理解の通りなんですけど91条のですね4えってません。今、当社の保安規定で説明してございますが、91条のですね、4A4項と5校が先ほど述べていただいた。
0:15:01	一時的な管理区域解除に関わるもので4校が課長が行う3ヶ月以内のもので5校が炉主任へ及び所長の承認を得て、その他の解除というところになっておるんですが、パンク
0:15:18	行う場合はその値を超えていないことを確認することでございますのでこれを持っています。行いますので、先ほどおっしゃっていただいた通りこれが恒久的な回答となりますので、これは動こうと向こうの長い期間ということで5校に合わせて、
0:15:35	手順の中で後にと社長の確認を受けて介助するということを定めておりますのでその手続きで解除したいというふうに考えてございます。以上です。
0:15:46	規制庁のテリイです。御説明で理解しましたときから状況、
0:15:55	規制庁タテベです。
0:15:57	ほか、特段質問は、
0:16:00	ございます。
0:16:03	中国電力さんのほうからは何かありますか。
0:16:06	中国電力マツモトです。1点の資料に記載のないところで、補足の御説明なんですけど、今回の躯体の撤去等を行いますので、そういった提供したものについてはですね、測定をした上で、保安規定に基づいて放射線廃棄物でない廃棄物、
0:16:23	そして、管理する方向で考えておりますNRとしての管理を考えて、
0:16:28	どうぞ。
0:16:37	規制庁タテベです。
0:16:41	それでは以上ですね。
0:16:44	よろしければ、本日のヒアリング終了したいと思います。
0:16:49	お疲れ様でした。
0:16:54	ネットございました。ありがとうございました。全盲する部分の水温、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。